

告 示

埼玉県告示第八百九十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年十二月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

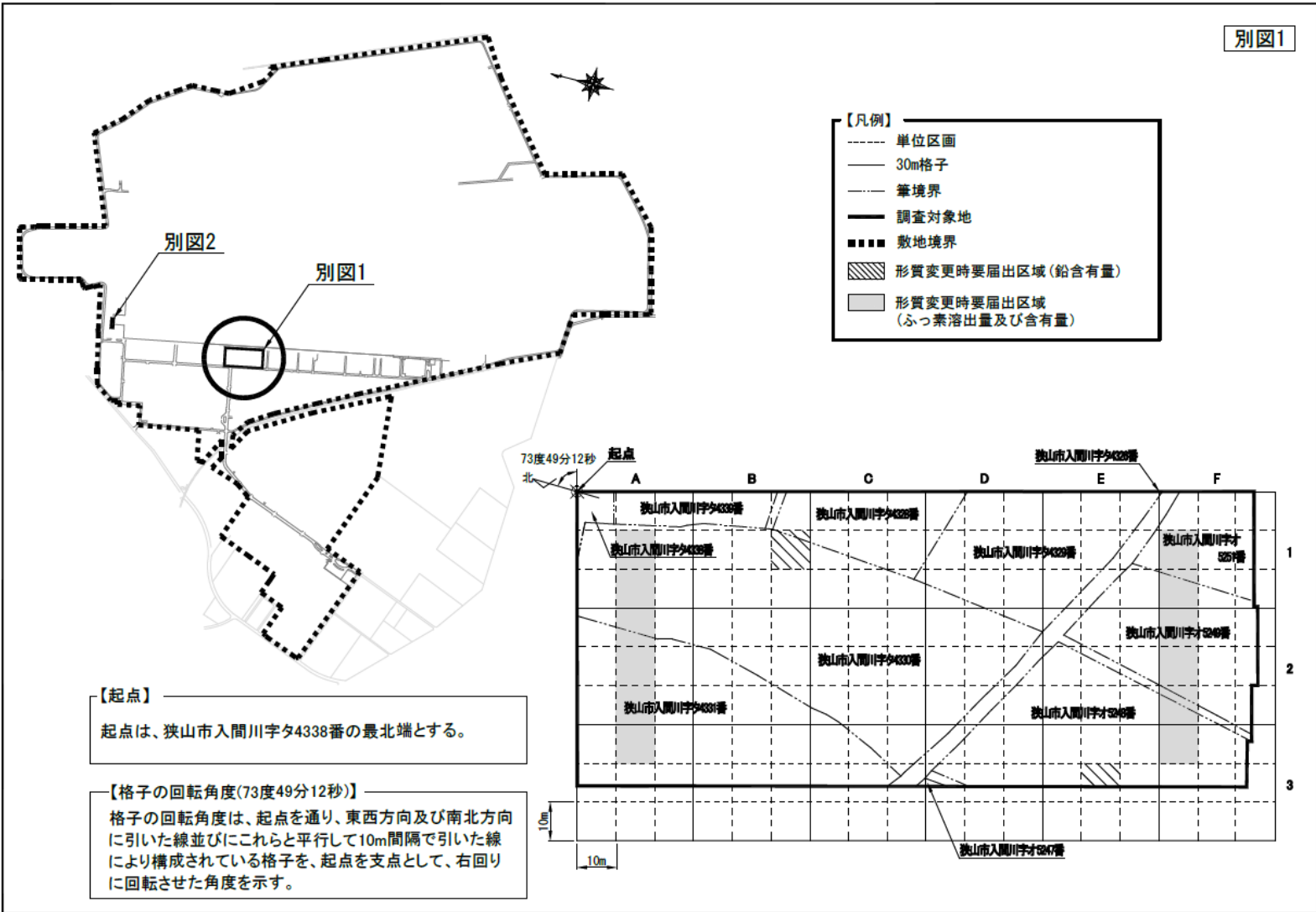
一 形質変更時要届出区域

別図一（埼玉県狭山市入間川字タ四千三百二十八番の一部、四千三百三十番の一部、四千三百三十一番の一部、字オ五千二百四十八番の一部、五千二百四十八番と五千二百四十九番に挟まれる道路敷の一部、五千二百四十九番の一部及び五千二百五十一番の一部）及び別図二（埼玉県狭山市入間川字レ四千三百九十九番の一部及び四千四百番の一部）のとお

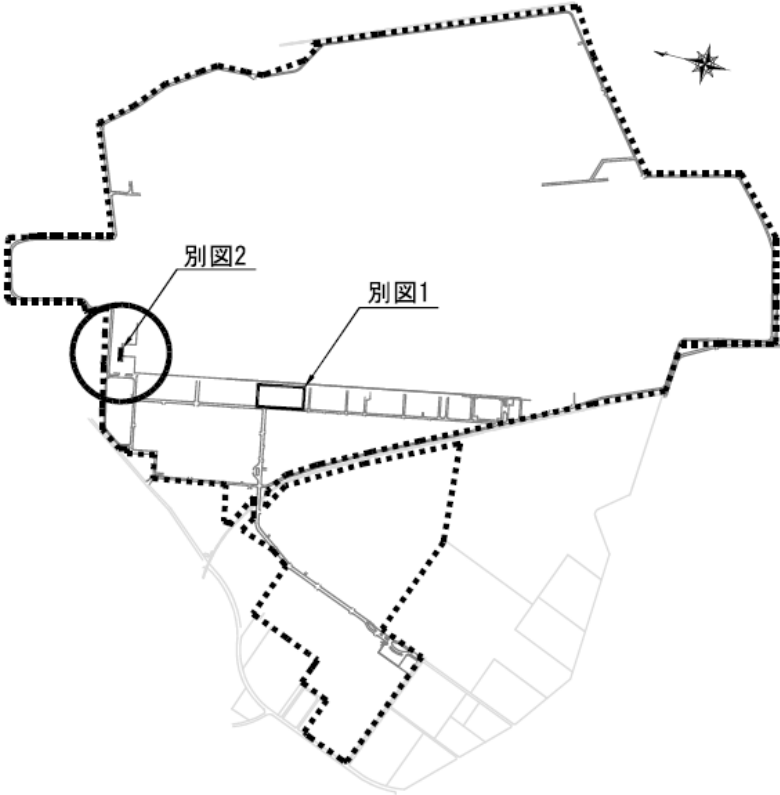
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図1

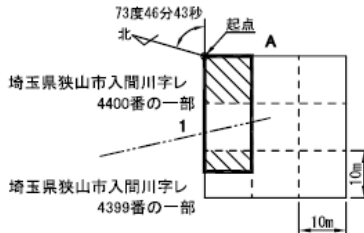


別図2



【凡例】

- 單位區画
 ———— 30m格子
 - - - - 筆境界
 ———— 調査対象地
 ■■■■ 敷地境界
 ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域(鉛含有量)



【起点】

起点は、狹山市入間川字レ4400番の最北端とする。

【格子の回転角度(73度46分43秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として、右回りに回転させた角度を示す。